

あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を。

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん特別便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった	結婚前の旧姓の記録が見つかった	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった
例 年額98万円⇒234万円	例 年額43万円⇒154万円	例 年額0円⇒137万円

こんな方はぜひ、ご確認を！

- 転職が多い
- 姓(名字)が変わったことがある
- いろいろな名前の読み方がある

※ 厚生年金基金に加入していたことのある死亡者の記録についても、遺族年金への影響があり得ることから、ご遺族の方からの申し出を受け、照合作業を行います。ご希望の方は、お近くの年金事務所にお申し出ください。

「ねんきんネット」で、ご確認を！

- ★ 「未加入」となっている期間は要チェック。ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。
- ★ 氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。
- ★ 将来、年金を受給される方が、ライフプランに合わせて年金額の試算を行うことができます。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索 http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきん定期便の表紙 (節目年齢用)

裏面

(注) 用紙サイズ：A4 (両面印刷)

4

「これまでの『年金加入履歴』です」の見方

年金記録確認のチェックポイント

アイウの期間(共済組合員期間を除く)は、特にご確認いただきたいポイントです。以下の項目に該当するような場合、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。

この期間働いていなかった

- 学生であったが国民年金に加入していた。
- 夫(妻)の扶養家族であったが国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。

この期間働いていた

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- いろいろな名前の読み方がある。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。
- 事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた(異なる生年月日で記録されている可能性があります)。
- 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。
- 同じ会社(グループ)内で転勤や出向を繰り返した。
- 勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。
- 試用期間中に退職した。
- 保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりのある方は、思い当たる内容について、同封の「年金加入記録 回答票」にご記入・ご提出していただくか、お近くの年金事務所等にご相談ください。

国民年金の納付状況について

国民年金の納付・未納の詳細は、ねんきん定期便(C-5国ページ)「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください(国民年金の加入期間がある方へのみ送付しています)。

これまでの『年金加入履歴』です
お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください(裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されています。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者	平成 5. 10. 1	平成 5. 10. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成16. 4. 1	空欄	46

この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

(空いている期間があります)

ヶ月間の空白

このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？

年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。現在加入中の場合は空欄となります。

⑦国民年金							⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)	
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	
								()	()			
国民年金被保険者期間における未納月数							付加保険料納付月数(再掲)					

【備考欄】

加入月数について

◆②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。
◆月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」(C-5国ページ)でご確認ください。

厚生年金基金について

◆厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- 加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会(年金相談室：0570-02-2666)
※ 050または070から始まる電話の場合は、「03-5777-2666」にお電話ください。
- 加入期間が10年以上で脱退された方
- 現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)が加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

お勤め先の名称などについて

◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。
◆「第3号被保険者」に関する表示については、現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※ 第1号被保険者等への変更を届け出ていただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合があります。

標準報酬月額について

◆厚生年金保険などの標準報酬月額は、ねんきん定期便(C-5厚ページ)「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください(厚生年金保険の加入期間がある方へのみ送付しています)。

ねんきん定期便（節目年齢以外・50歳未満の被保険者用）

表面

料金後納郵便

親展

お読みください

「ねんきん定期便」です

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください)

← ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。 →

ねんきん定期便 この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。ご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご連絡ください。

照会番号 (照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間(共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金合計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

※老齢年金受給には、原則として300月以上の年金加入期間(未納期間および同月内での重複加入期間を除く)が必要です。

2 これまでの加入実績に応じた年金額(今後の加入実績により年金額は増加します)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額【老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計】		(年額)

※年金額は、これまでの加入実績(厚生年金基金加入期間を含む)のみに応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。年金額が表示されていない場合は、期間が重複している年金加入記録がある場合等ですので、お近くの年金事務所にご相談ください。

・上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は 円になります。
(60歳まで加入した場合等の年金見込額は「ねんきんネット」で試算できます)

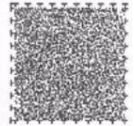
(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金・厚生年金保険 合計】		(累計額)

※国民年金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額を使い、付加保険料は含め、前納は割引額を控除し、追納は加算額を加算して計算しています。
 ※厚生年金保険の保険料納付額は、加入期間当時の標準報酬(月)額を基に、当時の保険料率を使い、以下の前提で計算しています。
 ・被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
 ・厚生年金基金加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。
 (裏面「最近の月別状況です」の保険料納付額も同様に計算しています)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認したい場合は、「ねんきんネット」(裏面参照)をご利用ください。

※このマークは、音声コードです。目の不自由な方には、このお知らせに関する情報を音声で聞くことができます。



(注) 節目年齢以外のねんきん定期便(ハガキ)の表面は、上記の様式のほか、「50歳以上の被保険者用」及び「受給者かつ被保険者用」の様式がある。

6